

## 買取り協議事前調査依頼申出書

年 月 日

(申出先)  
横浜市 長

住所  
氏名  
(法人の場合は、名称・代表者の役職及び氏名)  
電話 ( )

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則第11条第1項の規定により、後退用地及びすみ切用地の横浜市による買取りについて、次のとおり事前調査を依頼します。

買取りの申出をしようとする土地の所在及び地番	横浜市 区
狭あい協議年度及び協議番号	年度 区 号
買取り用地の整備状況	1. 横浜市により舗装済 2. 自己により道路状整備済 3. 今後道路状に整備予定

(注意)

御提出いただいた本申出書をもとに、買取り条件について回答しますが、その回答は、御提出時点での条件の確認であるため、その後、手続を進める中で、提示する買取り条件以外の条件についても満たす必要がある場合があります。また、買取り条件を十分に満たしていない場合や測量、土地の権利関係の状況によっては、手続を進められない場合もありますことをご了承ください。

<例> 隣接地権者の立会い協力が得られない、後退が不足、公図等の問題で分筆が認められない、抵当権が外せない等

以下の添付書類確認欄にチェックをしてください。

	添付書類確認欄
添付する書類	<input type="checkbox"/> 買取り協議事前調査依頼の自己チェックリスト <input type="checkbox"/> 案内図 <input type="checkbox"/> 買取り協議建築基準法適合性チェックリスト (建築確認申請ですみ切用地を敷地面積から除いて確認済証の交付を受けている場合は確認済証の写しを添付してください) <input type="checkbox"/> 建築の計画が分かる書類 <input type="checkbox"/> 買取りを希望する範囲を示す資料(狭あい道路敷実測図の写し等)
必要に応じて添付する書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 擁壁の底版の位置が分かる配置図、断面図等の計画図面 (後退線沿いに擁壁を築造する場合に限り)